

平成27年度
集団指導資料
(障害児編)



平成28年2月

岡山市保健福祉局事業者指導課



岡山市保健福祉局事業者指導課ホームページ（運営：岡山市）

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html

平成27年度集団指導資料（障害児編）・目次

日時：平成28年2月19日

場所：岡山ふれあいセンター

第1	児童発達支援・放課後等デイサービスの人員配置について	1
第2	放課後等デイサービスガイドライン	4
第3	実地指導での主な指摘事項	6
第4	報酬の算定について	9
第5	地域区分の変更について	17

岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(従業者の員数)

第5条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 児童発達支援管理責任者（岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第96号。以下「児童福祉施設最低基準条例」という。）第69条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、規則で定める機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 看護師 1以上

(3) 児童指導員（児童福祉施設最低基準条例第29条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 1以上

(4) 機能訓練担当職員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 第1項第1号及び第2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

第2 放課後等デイサービスガイドライン

平成27年4月1日付け障発0401第2号障害保健福祉部長通知により、放課後等デイサービスガイドラインが定められました。

このガイドラインでは、設置者・管理者のみならず、児童発達支援管理責任者・従業者向けのガイドラインも定められています。研修等の機会を通じて各従業者にも周知してください。

また、このガイドラインは質の向上に取り組むことを目的に定められたものであるため、障害児入所施設・児童発達支援事業所等においてもこのガイドラインを各種研修やアンケート実施の参考にするなど、サービスの質の向上に努めてください。

「放課後等デイサービスガイドライン」の概要

総則

ガイドラインの趣旨

放課後等デイサービスの基本的役割

子どもの最善の利益の保障 / 共生社会の実現に向けた後方支援 / 保護者支援

放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための活動 / 創作活動 / 地域交流 / 余暇の提供 等

事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

設置者・管理者向け ガイドライン

児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

従業者向け ガイドライン

子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

環境・体制整備 / P D C A サイクルによる適切な事業所の管理
従業者等の知識・技術の向上 / 関係機関・団体や保護者との連携 等

子どもと保護者に対する説明責任等

運営規程の周知 / 子どもと保護者に対する支援利用申込時の説明 / 保護者に対する相談支援等
苦情解決対応 / 適切な情報伝達手段の確保 / 地域に開かれた事業運営 等

緊急時の対応と法令遵守等

緊急時対応 / 非常災害・防犯対策 / 虐待防止 / 身体拘束への対応
衛生・健康管理 / 安全確保 / 秘密保持等 等

放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等

保護者等向け 放課後等デイサービス評価表		資料 3-2		
チェック項目	はい	どちらか	いいえ	特記事項
① 子どもの活動等のスペースを十分に確保しているか				
② 職員の配置数は適切であるか				
③ 事業所の設備等について、スロープや手すりの設置などバリアフリー化の配慮が適切になされているか				
④ 子どもと保護者のニーズや課題を定期的に分析した上で、支援計画を作成しているか				
⑤ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
⑥ 放課後児童クラブや児童館との交流や協働のない子どもと活動する機会があるか				
⑦ 支援の内容、利用者負担等について説明があったか				
⑧ 日頃から子どもの状況を保護者と会い、子どもの発達の状態や課題で共通理解を持っているか				
⑨ 保護者に対して面談や育児に関する支援を行っているか				
⑩ 父母の会の活動を支援したり、寄与している等により保護者等を支援しているか				
⑪ 子どもや保護者からの苦情に迅速に対応し、苦情が再発しないよう適切に対応しているか				
⑫ 障害のある子どもや保護者等を支援するための研修を行っているか				
⑬ 定期的に会議やホームページや行事予定、連絡帳等に関する自己評価の振り返りを行っているか				
⑭ 個人情報を十分注意し、緊急時対応マニュアルを策定し、保護者に周知しているか				
⑮ 非常災害の発生に備え、適切な対応マニュアルを策定し、保護者に周知しているか				
⑯ 事業所の支援に満足しているか				

事業者向け 放課後等デイサービス自己評価表		資料 3-3		
チェック項目	はい	どちらか	いいえ	活動目標、工夫している点など
① 利用定員が指導的決定等スペースとの関係で適切であるか				
② 職員の配置数は適切であるか				
③ 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか				
④ 高次改善を進めるための PDCA サイクルの導入と関係する PDCA サイクルが実施しているか				
⑤ 保護者等向け利用者評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して検証しているか				
⑥ この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか				
⑦ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか				
⑧ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか				
⑨ アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析し、子どもと保護者等に対する支援計画を作成しているか				
⑩ 子どもと保護者の活動の状態を把握するために、標準化されたアセスメントツールを用いているか				
⑪ 活動プログラムの立案をチームで行っているか				
⑫ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
⑬ 平日、休日、長期休暇に応じて、課題を明確やかに設定して実施しているか				
⑭ 子どもと保護者のニーズや課題に応じて、個別活動と集団活動を組み合わせて放課後等デイサービスを提供しているか				
⑮ 支援開始前には職員間での子供会を支援について確認しているか				
⑯ 支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、実行された支援の振り返りを行い、日々の支援に関する課題や記録をまとめているか				
⑰ 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しを必要とするか				

「事業所は、本ガイドラインに基づく自己評価を実施し、その結果を事業運営に反映させ、自己評価結果については公表するよう努めるものとする。」

そのためのチェックリストが必要との意見
ユーザー評価にも使えるように、との意見

「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成

想定される自己評価の流れ

保護者へのアンケート調査
事業所職員による自己評価
事業所全体としての自己評価
自己評価結果の公表
保護者のアンケート調査結果のフィードバック

第3 実地指導での主な指摘事項

対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	根拠条文等
1 児童発達支援・放課後等デイサービス	基本方針	日中一時支援、保育所等のサービスと混同してサービス提供を行っていた。	日中一時支援、保育所等の他のサービスと指導室や指導員等を混同せずにサービス提供を行うこと。	岡山市通所基準 条例第4条、第5条、第72条
2 児童発達支援・放課後等デイサービス	人員配置	指導員又は保育士が、サービス提供時間内に送迎や保育所等訪問支援で外出しており、事業所内の人員が不足していた。	(障害児の数が10人までの場合) 指導員又は保育士は、サービス提供時間帯を通じて専らサービス提供にあたる従業者2人以上の配置が必要である。 サービス提供時間内に送迎を行う場合には、事業所内に指導員又は保育士を2人以上確保したうえで行うこと。	岡山市通所基準 条例第5条、第72条 岡山市入所基準 条例第4条、第52条
3 児童発達支援・放課後等デイサービス	人員配置	児童発達支援管理責任者・児童指導員・保育士等、資格や実務経験等を有する従業者の配置が必要とされているにもかかわらず、本人からの申し出のみで確認し、資格証や実務経験証明書等で実際の確認を行っていなかった。	資格や実務経験等を有する従業者の配置が必要とされている場合には、あらかじめ資格証や実務経験証明書等で資格等を確認すること。	岡山市通所基準 条例第5条、第72条 岡山市入所基準 条例第4条、第52条
4 全サービス	内容及び手続の説明及び同意	契約書・重要事項説明書等の中に、経営者の名称・所在地等が記載されていなかった。(事業所名や管理者の名前しか記載されていなかった。)	社会福祉法第77条の規定に基づく書面の交付にあたっては、事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。 また、契約は法人と利用児の保護者が結ぶものであることに注意すること。	岡山市通所基準 条例第12条 岡山市入所基準 条例第6条
5 全サービス	契約支給量の報告等	利用者と契約を行ったが、契約支給量等を支給決定市町村に報告していなかった。	利用者と契約を行った場合、契約支給量の変更を行った場合及び契約を終了した場合は、受給者証に記載すること。 また、支給決定市町村にその旨を報告すること。	岡山市通所基準 条例第13条
6 全サービス	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録の内容について、利用者の確認を受けていなかった。	サービスを提供した際には、その都度記録を作成し、通所給付決定保護者から確認を受けること。	岡山市通所基準 条例第22条 岡山市入所基準 条例第15条
7 全サービス	利用者負担額の受領	利用者負担額等の支払いを受けたが、領収証を交付していなかった。(領収証に事業者名・事業所名・サービス提供月・サービス提供内容等を記載していなかった。)	利用者負担額等の支払いを受けた場合は、領収証を交付すること。 領収証には、事業者名・事業所名・サービス提供月・サービスの具体的内容・利用者名・領収金額等を記載すること。	岡山市通所基準 条例第23条 岡山市入所基準 条例第17条
8 全サービス	障害児通所給付費・入所給付費の額に係る通知等	法定代理受領により給付費の支給を受けたが、利用者に当該給付費の額の通知を行っていなかった。	法定代理受領により給付費の支給を受けた場合には、当該給付費の額を通知すること。	岡山市通所基準 条例第25条 岡山市入所基準 条例第19条
9 全サービス	児童発達支援計画の作成等	児童発達支援計画等を作成したが、通所給付決定保護者に交付していなかった。	児童発達支援計画等を作成した際には、当該計画を通所給付決定保護者に交付すること。	岡山市通所基準 条例第27条 岡山市入所基準 条例第21条

	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	根拠条文等
10	全サービス	勤務体制の確保等	法人の役員である従業者について、出勤簿・タイムカード等の勤務時間を確認できるものが作成されていなかった。	事業者は、原則として月ごとに従業者(法人役員・管理者等を含む)の勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務等を明確にすること。 また、その記録を保管すること。	岡山市通所基準 条例第38条 岡山市入所基準 条例第35条
11	全サービス	勤務体制の確保等	従業者の研修計画を作成していなかった。 従業者の研修を行っていなかった。	研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施すること。	岡山市通所基準 条例第38条 岡山市入所基準 条例第35条
12	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス	定員の遵守	事業所において、定員を超過した受け入れがあった。	障害児通所給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものであり、利用定員を超過した受け入れについては、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を受け入れる必要がある等やむを得ない事由が存在する場合に限り可能であるので注意すること。	岡山市通所基準 条例第39条 岡山市入所基準 条例第36条
13	児童発達支援・放課後等デイサービス	非常災害対策	非常災害への対応に対する具体的計画が作成されていなかった。 避難訓練等が実施されていなかった。	事業者は、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた非常災害への対応に関する具体的計画を策定するとともに、関係者との連絡体制を整備し、従業者に周知すること。	岡山市通所基準 条例第40条 岡山市入所基準 条例第37条
14	全サービス	掲示	運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、苦情解決措置の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていない。	事業所の見やすい場所に、左記の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	岡山市通所基準 条例第43条 岡山市入所基準 条例第40条
15	全サービス	会計の区分	日中一時支援など他の事業と会計を区分していなかった。	各事業ごとに会計を区分すること。	岡山市通所基準 条例第53条 岡山市入所基準 条例第50条
16	全サービス	記録の整備	法人役員である従業者の勤務の記録を作成していなかった。 従業者の出退勤しか記録しておらず、出退勤の時間が不明であった。	従業者の勤務の記録を作成すること。 また、時間帯を通じて配置されていることを確認する必要があるため、出退勤等の時間も記録すること。	岡山市通所基準 条例第54条 岡山市入所基準 条例第51条
17	児童発達支援・放課後等デイサービス	送迎加算	送迎場所、送迎時間等の記録がない。	送迎加算は居宅等と事業所の送迎が原則であるため、この算定要件を満たしていることを記録する必要がある。 送迎場所、送迎時間等の記録を付けること。	通所報酬告示別表 第111、 第39
18	放課後等デイサービス	送迎加算	放課後等デイサービスにおいて学校と事業所間で送迎を行っているが、障害児支援利用計画・個別支援計画に記載されていない。	保護者等が就労等により送迎ができないなど、要件を確認のうえ、障害児支援利用計画に記載すること。 (障害児支援利用計画が作成されていない場合は、学校・事業所・保護者の三者で調整のうえ個別支援計画に記載することでもよい。)	平成24年度報酬 改定に関する Q&A問109
19	児童発達支援・放課後等デイサービス	指導員加配加算	職員が休暇を取得することにより、直接支援員の配置が、最低基準に定める必要人数しか満たさない日があった。	指導員加配加算は、最低基準で必要とする人員配置に加え、指導員又は保育士を時間帯を通じて1以上配置している体制を評価しているので、あらかじめ休暇の取得が見込まれる場合には、代わりに職員を配置すること。(やむを得ず配置できなかった場合には、当該日については加算を算定しないこと)	

	対象サービス	指導項目 (標題)	改善を要する事項に係る事例等 (誤った取扱い事例等)	事業者として対応が求められる内容 (適正な取扱い等)	根拠条文等
20	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス	欠席時対応加算	欠席の記録のみで、当該障害児の状況、連絡調整、相談援助の内容等の記録がない。	欠席時対応加算の算定にあたっては、当該障害児の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容等を記録すること。	通所報酬告示別表第18、第27、第36
21	全サービス	個別支援計画未作成減算	サービスの利用開始までに、個別支援計画が作成されていない。	サービスの利用開始までに個別支援計画を作成すること。	通所報酬告示別表第11注4ほか 入所報酬告示別表第11注2ほか
22	全サービス	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算の対象となる職員以外の職員に支払っていた。	対象となる職種が定められているので、対象となる職種の職員に対して加算額以上の賃金改善を行うこと。	福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
23	全サービス	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善の内容等について、従業者への周知が行われていなかった。	処遇改善の内容等を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知すること。	福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について
24	全サービス	変更の届出	定款、役員の変更について、10日以内に届け出されていない。	変更の届出については、10日以内に届け出ること。	児童福祉法第21条の5の19

※岡山市通所基準条例…岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 ※岡山市入所基準条例…岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 ※通所報酬告示…児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
 ※入所報酬告示…児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準

第4 報酬の算定について

報酬の算定にあたっては、下記の告示等の基準に従い、算定することになります。各種加算の算定にあたっては、これらの告示等を熟読のうえ、算定してください。

告示等に定められている要件を満たしていないにもかかわらず、報酬・加算等を請求していた場合には、報酬・加算等を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

※告示等に定められている要件については、「聞いていなかった」「知らなかった」としても、利用者からすると算定要件を満たしたサービスを受けていないものであり、算定することはできません。

<主な告示・通知・Q&A等>

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）（通所報酬告示）
- ・児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）（入所報酬告示）
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号通知）（報酬告示留意事項通知）
- ・平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A
- ・平成26年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A
- ・平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A ほか

1 届出手続の運用

(1) 届出書類の提出

加算等の報酬に関する届出（単位数が増えるもの）については、下記のとおりとされています。

- ・毎月15日までに届出されたもの → 翌月から算定
- ・毎月16日以後に届出されたもの → 翌々月から算定

また、加算等が算定されなくなる場合（加算の算定要件を満たさなくなった場合等）については、加算等が算定されなくなる事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとされています。この場合には、速やかに届出を行ってください。

(2) 加算等の算定要件を満たしていなかったことが判明した場合の取扱い

実地指導等により、後日になって加算の算定要件を満たしていなかったことが判明した場合は、原則としてそれまでに受領していた加算等は無効になるため、返還していただくこととなります。

2 定員規模別単価の取扱いについて

報酬については、原則として定員数に応じた単価になります。

- ① 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定医療機関を除く。）については、運営規程に定める利用（入所）定員の規模に応じた報酬を算定する。
- ② ①にかかわらず、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。
- ③ 多機能型事業所のうち指定通所基準第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

3 放課後等デイサービスの単価について

放課後等デイサービスの報酬単価は「授業終了後」と「休業日」に区分されています。

この場合の「休業日」とは以下のとおりです。

- ・学校教育法施行規則第61条及び第62条に基づく休業日
 - 公立学校：国民の祝日・土曜日・日曜日、教育委員会が定める日（H27 岡山市の場合：夏季休業日 7/20-8/31、冬季休業日 12/25-1/5、年末年始休業日 3/26-4/7）
 - 私立学校：当該学校の学則で定める日
- ・学校教育法施行規則第63条に基づく臨時休業日
 - 台風、インフルエンザ等により臨時休校となった日

4 減算について（概要）

定員超過、人員欠如、個別支援計画未作成、開所時間等の減算の事由に該当する場合には、報酬が減算されることとなります。以下に主なものの注意点のみを記載します。

(1) 定員超過減算

- ・対象：指定発達支援医療機関、保育所等訪問支援を除く全サービス
- ・基本単位（児童指導員等配置加算を含む。）から30%減算（障害児全員）
- ・複数のサービス提供単位がある場合には、単位ごと
 - ア 一日あたりの利用者数が次の人数を超える場合
 - 1) 定員50人以下・・・定員の150%
 - 2) 定員51人以上・・・定員の125%+12.5人
 - イ 過去3か月の一日当たりの平均利用者数が次の人数を超える場合
 - 1) 定員11人以下・・・定員+3人
 - 2) 定員12人以上・・・定員の125%

※なお、指定基準では定員の遵守が求められており、減算にならない範囲の定員超過といえども災害等やむを得ない場合に認められるものであることに注意してください。定員超過の程度によっては、定員変更や休止等を指導する場合があります。

(2) 人員欠如減算

- ・対象：児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、放課後等デイサービス、基準該当通所支援
- ・基本単位（児童指導員等配置加算を含む。）から30%減算（障害児全員）
 - ア 直接処遇職員の人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合
 - ・・・その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算
 - イ 直接処遇職員の1割の範囲内での減少
 - ・・・その翌々月から人員欠如が解除されるに至った月まで減算
 - ウ ア・イ以外の職員、及び員数以外の要件・・・イと同じ

※児童発達支援・放課後等デイサービス等の人員配置は「サービス提供時間を通じて」必要であるため、人員が不足する時間は減算の計算対象となってしまうことに注意してください。

(3) 個別支援計画未作成減算

- ・基本単位から5%減算

(4) 開所時間減算 ★平成27年度改正あり

- ・対象：児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス(学校休業日のみ)
- ・運営規程に定められている営業時間（あわせてサービス提供時間を定めている場合は、サービス提供時間。以下同じ。）が6時間未満の場合
 - ア 1日の開所時間が4時間未満
 - ・・・基本単位（児童指導員等配置加算を含む）から30%減算
 - イ 1日の開所時間が4時間以上6時間未満
 - ・・・基本単位（児童指導員等配置加算を含む）から15%減算
- ・営業時間（サービス提供時間）は1日の合計時間です。
 - （例1）児童発達支援 9:00-13:00、放課後等デイサービス 15:00-18:00
→合計7時間となり、開所時間減算には該当しません。
 - （例2）放課後等デイサービス 14:00-18:00
→平日(学校休業日以外)は放課後等デイサービスのため開所時間減算なし
→学校休業日(土・日・夏季休暇等)は開所時間減算に該当
- ・送迎のみを行う時間は営業時間（サービス提供時間）に含まれません。
- ・個々の障害児の実利用時間は問いません。

5 加算について（概要）

各種加算については、人員配置による加算など、報酬告示等で「都道府県知事に届け出た」と定められているものについては、事前に指定権者に届出が必要です。

以下に主なものの注意点のみを記載します。

(1) 児童指導員等配置加算（有資格者等配置加算） ★平成27年度新規加算

- ・対象：児童発達支援（児童発達支援センター・主たる対象重症心身障害児を除く）、放課後等デイサービス（主たる対象重症心身障害児を除く）
- ・児童指導員、保育士等に該当する従業者を1以上配置すること。
- ・サービス提供時間帯を通じて1以上配置すること。

(2) 児童発達支援管理責任者専任加算

- ・対象：指定発達支援医療機関を除く全サービス
- ・障害児通所支援（センターを除く）では、管理者との兼務でも算定可能。
- ・児童発達支援センター・医療型児童発達支援センター・障害児入所施設では、管理者との兼務の場合は算定不可
- ・障害福祉サービスのサービス管理責任者と兼務の場合、児童福祉法部分についてのみ算定可能。

(3) 指導員加配加算 ★平成27年度改正あり

①児童指導員等を配置する場合

下記ア、イの両方を満たす必要があります。

ア 指定基準上必要な従業者数に加え、サービス提供時間帯を通じて1名多く配置すること。

イ 児童指導員等を時間帯を通じて2名以上配置すること。

※つまり、定員10人の場合には、サービス提供時間帯には常時3人（うち2人が児童指導員等）以上配置する必要があります。

②指導員を配置する場合

上記のアの基準のみを満たす場合です。

（例）定員10名、時間帯を通じて3名配置（うち2名が児童指導員等）

→指導員加配加算（児童指導員等配置）を算定可能。

（例）定員10名、時間帯を通じて3名配置（うち1名が児童指導員等）

→指導員加配加算（指導員）を算定可能。

（例）定員10名、午前中は3名配置しているが午後は2名のみ

→指導員加配加算は算定できません。

(例) 定員10名、通常は毎日時間帯を通じて3名配置(うち2名が児童指導員等)を配置しているが、従業者1名が1日だけ休暇等により、時間帯を通じての配置が2名のみだった。

→当該日については、指導員加配加算は算定できません。

→この例はあくまで一時的な休暇等の場合であり、例えば月水金は3名配置だが火木は2名配置といった場合は、基本的な加配体制がとられていないため、指導員加配加算は算定できません。

(4) 特別支援加算

- ・該当資格者を配置するだけでなく、特別支援計画に基づいて訓練・心理指導を行うことが必要です。(該当資格者を配置するだけで算定できる加算ではありません。)
- ・あらかじめ個別支援計画を踏まえた特別支援計画を作成すること、特別支援を行うこと、計画作成・見直しにあたって保護者に説明し同意を得ること、対象児ごとに訓練記録を作成することが必要

(5) 福祉専門職員配置等加算 ★平成27年度改正あり

- ・Ⅰ・Ⅱ：常勤の直接処遇職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士(平成27年追加)の割合が一定以上の場合
- ・Ⅲ・Ⅳ：直接処遇職員のうち、常勤職員の割合が75%以上又は常勤の直接処遇職員のうち3年以上の者の割合が30%以上の場合
- ・届け出ている直接処遇職員に異動があった場合には、届出が必要です。また、他の職員の異動についても、職員の割合が変更になるため、注意が必要です。

(6) 延長支援加算 ★平成27年度改正あり

- ・営業時間が8時間以上の事業所について、営業時間の前後に延長支援をした場合に適用。
- ・個別支援計画で必要と認めた場合において、事前に届出を行った上で算定可能な加算なので、たまたま保護者の迎えが遅れた等の理由では算定できません。
- ・保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足する等、延長支援が必要なやむを得ない理由がある場合に限られます。
- ・障害児支援利用計画に「やむを得ない理由」を記載することが必要です。

(7) 家庭連携加算 ★平成27年度改正あり

- ・あらかじめ保護者の同意を得た上で、居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に算定できます。(※家庭訪問のようなイメージです。)
- ・月2回まで。通所の日との同日算定可能。

(8) 事業所内相談支援加算 ★平成27年度新規加算

- ・あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児への支援方法等に関する相談援助を行った場合に算定できます。(月1回のみ)

※原則は保護者が事業所に来て、障害児のサービス提供時間外に一定時間以上の相談を行う場合。事業所での保護者面談のようなイメージです。

- ・次の場合は算定できません。
 - ・相談援助が30分に満たない場合
 - ・児童が児童発達支援等を受けている時間と同一時間帯である場合
 - ・家庭連携加算又は訪問支援特別加算を算定している場合
 - ・保護者にのみ相談援助を行った場合(児童不在である場合)

(9) 訪問支援特別加算

- ・(概ね3カ月以上)継続して利用している障害児が、連続した5日間利用がなかった場合に、居宅を訪問し、引き続きサービスを利用するための働きかけや個別支援計画の見直し等の支援を行った場合に算定できるものです。(月2回まで)
- ・個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得ておく必要があります。
※サービス利用が必要であるにもかかわらず、明確な理由なくサービス利用を中止しそうな場合に、引き続き利用するよう働きかけを行うものです。

(10) 利用者負担上限額管理加算

- ・複数の事業所に通う利用者がある通所給付決定保護者について、利用者負担上限額を超えないように管理するものです。
- ・児童の場合、「通所給付決定保護者」で利用者負担上限額は決まります。このため、上限額管理も「通所給付決定保護者」で行います。

(例) 兄弟で同じ事業所を利用

→保護者が同じであるため、利用者負担上限額管理加算は発生しません。

- ・同一月に他の事業所の利用がなかった場合には算定できません。

(11) 欠席時対応加算 ★平成27年度改正あり

- ・利用を中止した日の前々日、前日、当日に中止連絡があった場合に算定可能です。
- ・電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き利用を促すなどの相談援助を行うことが必要です。利用中止の連絡を記録しただけでは算定できません。
- ・キャンセル料との重複はできません。
- ・支給決定日数に含めない扱いが可能となりました。(ただし、当初から欠席を見込んだ計画を立てることはできません。)

(12) 送迎加算

【重症心身障害児以外の場合】

- ・居宅と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき加算算定できます。
- ・放課後等デイサービスの場合は、学校と事業所との間との送迎でも算定可能だが、この場合の注意点は下記のとおりです。
 - ①保護者等が就労等により送迎ができないこと
 - ②スクールバス等でも送迎ができないこと
 - ③障害児支援利用計画に記載されていること

【重症心身障害児の場合】 ★平成27年度新規加算

- ・運転手に加えて、直接支援を行う職員（児童指導員又は保育士）を1以上配置する必要があります。

(13) 関係機関連携加算 ★平成27年度新規加算

【関係機関連携加算Ⅰ】

- ・あらかじめ保護者の同意を得て、個別支援計画作成に関する会議を主催して開催することが必要です。
- ・この会議の結果等を踏まえ、具体的な連携方法を記載した個別支援計画を作成することになります。
- ・保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校等が対象です。他の障害児通所支援事業所等との会議は対象外です。
- ・会議記録（出席者・開催日時・場所・要旨・計画に反映させるべき内容等）を作成してください。
- ・年1回のみ。

【関係機関連携加算Ⅱ】

- ・就学予定の小学校・特別支援学校（児童発達支援の場合）又は就職予定の企業等（放課後等デイサービスの場合）と、継続的な支援ができるよう連絡調整等を行った場合に算定できます。（それぞれ1回のみ）
- ・連絡調整・相談援助の記録を作成すること、障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すことが必要です。
- ・就職先が就労継続支援A型・B型・就労移行支援の場合は、対象となりません。

(14) 訪問支援員特別加算 ★平成27年度新規加算

- ・対象：保育所等訪問支援
- ・障害児通所支援事業、障害児相談支援事業又は障害児入所施設での実務経験が次のア又はイの基準を満たすこと。

ア 対象の資格等（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・保育士）を取得後又は対象の職務（児童指導員・児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・心理指導担当職員）に配置されてから上記施設等で直接支援・相談支援の業務に5年以上従事していること。

イ 上記施設等で直接支援・相談支援の業務に10年以上従事していること（アの資格等を有さない場合）

(15) 重度障害児支援加算（主として知的障害児の場合） ★平成27年度改正あり

- ・「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして届け出た施設において、「該当する障害児」に対して指定入所支援を行った場合に算定できるものです。
- ・強度行動障害支援者養成研修修了者を配置し、基準を満たした支援を行った場合には+1.1単位が追加されます。（改正部分）
 - ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を1以上配置し支援計画シート等を作成していること。
 - ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援を行うこと。

(16) 心理担当職員配置加算 ★平成27年度改正あり

- ・指定基準に定める従業者の員数に加えて、心理指導担当職員を1以上配置していること。
- ・心理指導が必要な障害児と児童相談所長が認めた障害児が5人以上いること。
- ・心理担当職員：大学の学部で心理学を専修する学科・相当課程を卒業し、個人及び集団心理療法の技術を有する者（臨床心理士・学校心理士・認定心理士）
- ・平成27年度から、医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児の場合を除く）に拡大されました。

(17) 小規模グループケア加算

- ・厚生労働大臣が定める施設基準を満たすこと、対象児童として都道府県等（児童相談所）が必要と認められることが必要です。
- ・厚生労働大臣が定める施設基準（概要）
 - ・各単位に、専任の児童指導員又は保育士を1以上配置すること。
 - ・各単位に、居室（1人あたり4.95㎡以上）・居間・食堂等の入所児が相互に交流できる場所、台所・浴室・便所等を有していること。
 - ・各単位の入所定員は原則として4～8人
 - ・小規模グループケアの内容を含めた入所支援計画を作成すること

(18) 福祉・介護職員処遇改善加算

・主な注意点は以下のとおりです。

①加算額を上回る賃金改善を実施すること

- ・対象職種は直接処遇職員です。管理者・児童発達支援管理責任者・事務員等は含まれません。
- ・「賃金改善」には、処遇改善加算に伴う法定福利費（社会保険料等）の増額分は含まれますが、「交通費」「研修・備品購入に関する費用」「勤務形態変更による賃金増」等は含まれません。
- ・経営悪化等により事業継続困難な場合を除き、賃金水準を引き下げはできません。

②処遇改善計画書（賃金改善計画を含む）を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県・政令市等に毎年届け出ること

- ・周知した文書等を保管してください。

③処遇改善に関する実績報告を提出すること

- ・実績報告を提出しない場合には、全額返還となります。

④労働基準法・労働災害補償保険法・最低賃金法・労働安全衛生法・雇用保険法等の労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと

⑤労働保険料を納付していること

⑥福祉・介護職員の任用の際における職責・職務内容等の要件・賃金等をあらかじめ定め、福祉・介護職員全員に周知していること

⑦資質向上計画を策定し、研修を実施していること（加算Ⅰの場合）

⑧賃金改善以外の処遇改善（研修支援・職場環境改善等）を実施し、周知すること

第5 地域区分の変更について

障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援については、平成27年度から段階的に地域区分を変更することが予定されています。

平成28年度についても地域区分の変更が予定されています。厚生労働省から通知等が届き次第、お知らせしますので、平成28年4月サービス提供分の請求の際は、地域区分に注意してください。

平成 年 月 日

利用者名 様

指定障害児通所支援事業者名
代 表 者 名
連 絡 先

印

障害児通所給付費の受領のお知らせについて
(法定代理受領のお知らせ)

利用者名 様に提供した下記のサービスに要した費用について、岡山市から下記のとおり利用者様に代わり支払いを受けましたので、お知らせします。

このお知らせの内容に疑義がある場合は、当事業所もしくは岡山市にお問い合わせ下さい。

記

サービス提供年月	平成 年 月 又は、平成 年 月 日～平成 年 月 日
サービス内容	
受領日	平成 年 月 日
代理受領金額 (A) - (B)	金 円
代理受領額の内訳	サービスに要した費用の全体の額 (A) 金 円
	利用者負担額 (B) 金 円

※ サービスに要した費用の全体の額については、別紙（明細書）を添付するか、計算過程を記載してください。

